

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和7年度予算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.7千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 4億1千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	26,228	17,739	8,489
	高齢者福祉事業	52,159	49,170	2,989
	児童福祉事業	68,956	23,116	45,840
	ひとり親福祉事業	726	400	326
	小計	148,069	90,425	57,644
社会保険	介護保険事業	59,841	2,947	56,894
	国民健康保険事業	66,356	25,178	41,178
	後期高齢者事業	39,928	9,114	30,814
	小計	166,125	37,239	128,886
保健衛生	保健衛生事業	72,095	22,575	49,520
	予防事業	26,792	11,044	15,748
	小計	98,887	33,619	65,268
合計		413,081	161,283	251,798

* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。